

[平成16年第 4回 9月定例会—10月04日-05号]

◆14番（松坂知恒議員） 第93号議案のうち、吉島福祉センター管理運営と、第107号議案、公の施設の指定管理者の指定について討論をいたします。

この両議案に賛成ではありますが、この中区社協が選定された選考については、民間の4業者と中区社協との間の公平・公正が期されておりませんでした。

これは、先日の質疑で、図らずも、社会局長が、ハンディがあったと認めているとおりです。今回の選定は、市当局が中区社協を選定しようとして選定した出来レースであり、係る選定は、応募者や市民に対し、大いなる不信と応募意欲の減退を生むものであります。

広島市は、改善することを約束しておりますが、情報の一層の開示と、選定に全く利害の絡まない外部の有識者を中心に選考することを求めます。だれから見ても公平・公正な選考を次回から行っていただきたいと要望します。

次に、第95号議案、南口開発株式会社に対する貸付金4億5000万円の議案ですが、たちまち貸し付けしなければ即座に倒産するとのことですので、やむなく賛成いたします。しかし、質疑を通じてわかったことは、日々の営業収支においては元金償還が不可能で、たとえ金融機関との協議が整ったとしても、市は、さらなる負担が毎年生じると聞かされては、市の損失が膨大になる前に会社の整理・清算をすべきと考えます。

次に、第100号議案の、公正の確保に関する条例です。

まさにこの条例が防ごうとした事件が、現在、公判中の、佐伯区土砂不正入手事件であるとのこと。岡本被告から圧力を受けた佐伯区の技師が、圧力に応じることなく設計変更を行わなければ、柘植被告のシナリオは崩れていたわけです。

この技師のように、職場での立場が弱い職員については、駆け込んで相談していくべき部署や機関が存在することは心強いことと思います。

以上が議案に賛成する理由であります。

岡本被告の供述によると、柘植被告の要請を受け、技師に設計変更を指示したとのこと。この際、佐伯区土木課の脇坂維持担当課長にも話をし、技師の本来の上司である徳山土木課長と協議させ、土砂撤去工事については、脇坂課長の下で技師を使わせてくれとの要請を受け入れさせ、徳山土木課長の下承を取りつけております。この状況の中で、この技師が、岡本氏、脇坂氏らの命令に抵抗することは、現状では困難ではないかと思えますし、この条例があれば、公正職務調査委員会にも持ち込むことが可能であったと思われれます。

市は、条例を策定してそれによしとするのではなく、この事件の真相究明と再発防止策の策定を早急に実行するよう求め、賛成の討論といたします。

以上で討論を終わります。